

令和2年度

独立行政法人日本芸術文化振興会構内等損害保険契約
仕様書

独立行政法人日本芸術文化振興会

【総則】

1. 見積対象種目（5種目）

【A】火災保険（住宅物件・一般物件）

【B】動産総合保険（書画工芸品等）

【C】動産総合保険（現金・チケット）

※運送保険で貨紙幣の偽変造リスクが担保される場合は運送保険での提示も可とする。

【D】賠償責任保険

【E】レジヤサービス施設費用保険

2. 本仕様書に対する問合せ方法・問合せ先・問合せ期間

①問合せ方法 : E-mailのみ受け付けるものとする。

②問合せ先 : 後述4.（5）に記すところとする。

③問合せ期限 : 令和2年2月14日（金）午後5時までとする。

3. 適用約款等の提出方法・提出先・提出期限

①提出方法 : 書面にて提出するものとする。

②提出先 : 後述4.（5）に記すところとする。

③提出期限 : 令和2年2月17日（月）午後5時までとする。

4. 注意事項

（1）上記3.において、提出する見積りに際して使用する約款、特別約款等、補償内容がわかる書類（特約等のすべての文言を含むもので、これらの書類は手書きまたはコピーでも可、明細書の添付は不要。）について、本件入札にかかわる保険契約と無関係な条文が含まれた印刷物（汎用約款・特約集）等を使用する場合には、本件保険契約における適用の有無を文書または表示等により、明示することを要する。

（2）保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること。

（3）本保険契約は、下記（5）で示す「保険仲立人」扱いとする。

（4）落札者は、すみやかに申込書（明細書含む）、保険料請求書を作成の上、下記（5）の保険仲立人に提出すること。

（5）保険仲立人

・名称 : 共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社

・住所 : 東京都中央区日本橋 2-2-16

・電話 : 03-5962-3091

・担当者 : 営業第一部 衣笠 貴宣

・E-MAIL : takanori.kinugasa@kibj.co.jp

【A】火災保険（住宅物件・一般物件）

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人日本芸術文化振興会が所有する資産に関し、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、給排水管等からの水漏れ、騒じょう、盗難等の不測かつ突発的な事故、住宅物件については上記に加えて地震により、設備・宿舍その他の財産について滅失・き損等が生じたことにより、独立行政法人日本芸術文化振興会が被る損害をてん補するための火災保険契約の内容を定めるものである。

2. 保険種目

火災保険

(注) 普通保険約款・オールリスク型特別約款、特約条項の組合せは各保険会社の裁量に委ねるものとし、補償範囲の基準を満たしている限り可とする。また、物件種別により保険証券を2証券にて引受けることも可とするが、入札においては合計保険料を記載すること。

3. 保険契約の関係者

- 保険契約者 : 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 被保険者 : 独立行政法人日本芸術文化振興会

4. 保険期間

令和2年4月1日午後4時から令和5年4月1日午後4時まで（長期3年間）

5. 保険料の支払方法

長期一括払（保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）付帯）

6. 物件種別

- (1) 住宅物件
- (2) 一般物件

7. 主な補償危険

	補償危険	(1) 住宅物件	(2) 一般物件
①	火災	○	○
②	破裂爆発	○	○
③	落雷	○	○
④	風災・ひょう災・雪災	○	○
⑤	水災	×	×
⑥	電氣的・機械的事故	×	×
⑦	その他不測かつ突発的な事故	○	○
⑧	地震（住宅物件のみ）	○（家計地震）	×

8. 主な付帯特約

- ① 価額協定保険特約
- ② 傷害見舞費用補償対象外特約
- ③ 失火見舞費用補償対象外特約

- ④地震火災費用保険金補償対象外特約
- ⑤長期一括払契約特約
- ⑥保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）
- ⑦地震危険補償特約（住宅物件用）

9. 協定保険価額・付保割合・保険金額

詳細は別紙明細書の通り

(1) 住宅物件

【基本】

	保険の目的	協定保険価額 (新価)	付保割合	保険金額 (新価)
1	建物等	668,267 千円	100%	668,267 千円
2	設備・什器等	0 千円	100%	0 千円
	合計	668,267 千円		668,267 千円

【地震】

地震保険金額：224,865 千円

(2) 一般物件

【基本】

	保険の目的	協定保険価額 (時価)	付保割合	保険金額 (時価)
1	建物等	0 千円	-	0 千円
2	設備・什器等	10,287,909 千円	100%	10,287,909 千円
	合計	10,287,909 千円		10,287,909 千円

10. 免責金額

なし（但し、風災・ひょう災・雪災におけるフランチャイズ 20 万円）

11. 支払われる保険金の種類

(1) 損害保険金

(2) 費用保険金

	費用保険金の種類	保険金額
①	臨時費用保険金	損害保険金の 30% 相当額 但し、1 事故・1 構内 500 万円を限度とする。
②	残存物取片付費用保険金	実費 但し、損害保険金の 10% 相当額を限度とする。
③	修理付帯費用保険金	保険金額（1 構内）の 30% もしくは 5,000 万円のいずれか低い額を限度
④	損害防止費用	実費（損害防止に必要なまたは有益な費用）

12. 主たる免責条項

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反

- 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。但し、他の者が受取るべき金額についてはこの限りでない。
- テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者が、当該主義・主張に関して行う暴力行為）
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数のもの集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（但し、住宅物件は除く）
- 電氣的・機械的事故により生じた損害
- 核燃料物質（使用済核燃料を含む。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害。但し、保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）に定められた日以前の事故はこの限りではない。
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害。但し、消防または避難に必要な処置によって生じた損害についてはこの限りではない。
- 保険の目的の瑕疵によって生じた損害。但し、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった瑕疵による損害はこの限りではない。
- 保険の目的の自然の消耗もしくは劣化（保険の目的である機械、機械設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含む）または性質によるむれ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、ねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害
- 保険の目的の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。但し、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この限りではない。
- 加工または製造中の動産の、加工または製造に起因して生じた損害（加工または製造に使用された機械、機械設備または装置が停止した結果生じた損害を含む）
- 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害。ただし冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止が、同一構内における火災事故に起因する場合にはこの限りではない。
- 保険の目的に対する修理・清掃等の作業（建築・増改築・組立・据付等の作業を含む）中における、作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 紛失または置き忘れによって生じた損害
- 万引きその他の収容場所に不法侵入しなかった者によりなされた盗難による損害。但しその者が暴行または脅迫した場合はこの限りではない。
- 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。但し、不法に侵入した第三者の盗取による損害については、この限りではない。
- 保険の目的の受渡しの過誤等、事務的・会計的な勘違いによる損害
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人（これらの者の法定代理人を含む）の使用

人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐取、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害

- 保険の目的である楽器に生じた弦（ピアノ線を含む）の切断または打楽器の打皮の破損（保険の目的の他の部分と同時に損害を被った場合を除く）または音色もしくは音質の変化の損害
- 保険の目的が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、目減りまたはこれらに類する損害
- 明記して保険の目的に含めた通貨、有価証券、印紙、切手等および貴金属、宝石、美術品等について生じた盗取、き損または汚損の損害
- 明記して保険の目的に含めた貴金属、宝玉、宝石ならびに書画、骨董、彫刻等の美術品等ならびに文化財について不測かつ突発的な事故により生じた損害
- 保険の目的であるガラス製品・陶磁器製品その他これらに類するものについて不測かつ突発的な事故により生じた損害。（当該保険の目的が商品・製品等である場合に限る）
- 保険の目的である美術品の修理等にとまなう価値の下落（格落損害）による損害
- 保険の目的の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷であって、保険の目的の機能に支障をきたさない損害
- 保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触。但し、建物に定着した板ガラスに生じた破損の損害を除く。
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 損害保険金を払うべき事故における保険の目的の紛失または盗難
- 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害
- 電力の停止または異常な供給により、保険の目的である原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物および副資材当のみに生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 放射線照射もしくは放射能汚染によって保険の目的に生じた損害またはこれに随伴して生じた損害
- 明記して保険の目的に含めた栈橋および軌道、護岸、防油堤その他の土木構造物について不測かつ突発的な事故により生じた損害
- 構内専用車について不測かつ突発的な事故により生じた損害

上記以外の免責条項については、普通保険約款、特約で規定する免責であってオールリスク型財産保険の免責として一般的に普及している内容に限る。

13. 過去5年間における保険金請求実績
なし

【B】動産総合保険（書画工芸品等）

1. 総則

本仕様書は独立行政法人日本芸術文化振興会が所有する書画工芸品等に関し、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、その他不測かつ突発的な事故により対象動産について損害が生じたことにより独立行政法人日本芸術文化振興会が被る損害を補償するための保険契約の内容を定めるものである。

2. 保険種目

動産総合保険

3. 保険契約の関係者

- 保険契約者：独立行政法人日本芸術文化振興会
- 被保険者：独立行政法人日本芸術文化振興会

4. 保険期間

令和2年4月1日午後4時から令和3年4月1日午後4時まで（1年間）

5. 保険料の支払方法

一時払い（保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）付帯）

6. 使用約款・主な付帯特約

- 普通保険約款：動産総合保険普通保険約款
- その他付帯特約：
 - ①協定保険価額特約
 - ②場所限定特約
 - ③美術品骨董品特約
 - ④万引危険補償対象外特約
 - ⑤航空運賃補償対象外特約
 - ⑥保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）

なお、上記の普通保険約款、特別約款、特約の内容と同義と認められる場合には別の名称の特別約款・特約でも差し支えない。

また、保険商品上一般的に自動付帯されるものについては、認めることとする。

必要以上に補償範囲を縮小することは認めない。

7. 保険の目的・協定保険価額・保険金額および保管場所

保険の目的	協定保険価額	付保割合	保険金額
書画工芸品等	1,193,928千円	100%	1,193,928千円

対象資産及び保管場所の詳細は、別紙明細書の通り。

8. 免責金額

なし

9. 支払われる保険金の種類

(1) 損害保険金

(2) 残存物取片付け費用保険金 (損害保険金の10%)

10. 担保する損害

火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災、その他不測かつ突発的な事故に起因する損害で、免責に該当しないもの

11. 主たる免責条項

- 保険契約者、被保険者、被保険者以外の保険金を受取るべき者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失。但し、損害が保険金受取人（またはその法定代理人）の故意または重大な過失によって生じた場合においては、保険金受取人の受取るべき金額についてのみ適用する。
- 被保険者と同じ世帯に属する親族の故意または保険の目的を使用もしくは管理する者の故意によって生じた損害。但し、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この限りではない。
- 保険の目的の自然の消耗、摩滅もしくは保険の目的の性質によるさび・かび・変質・変色その他類似の事由またはねずみ喰い・虫喰い等に起因する損害
- 保険の目的の瑕疵に起因する損害。但し、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を使用もしくは管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった瑕疵に起因して生じた損害についてはこの限りではない。
- 直接であると間接であるとを問わず、戦争・変乱または暴動によって生じた損害
- 核燃料物質（使用済核燃料を含む。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性に随伴して生じた損害
- 公共の機関による差押え、没収、徴収・破壊または処分によって生じた損害。但し、消防または避難に必要な処置によって生じた損害についてはこの限りではない。
- 保険の目的が加工（修理を除く）に付された場合は、その加工着手後に生じた損害
保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害。
- 直接であると間接であるとを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 保険の目的に対する修理・清掃等の作業中における、作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。但し、これらの事由によって火災（焦損害を除く）または破裂・爆発が生じた場合は、この限りではない。
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の目的の電氣的事故または機械的の事故に起因する損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合はこの限りではない。
- 保険の目的の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水、高潮、土砂崩れ等の水災に起因する損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 地震もしくは噴火（地震津波を含みます。）に起因する損害またはこれらに随伴して生じ

た損害

■直接であると間接であるを問わず、次のイからホまでに掲げるもの（これらを内蔵したものを含み、被保険者の者であるか否かを問わない）の一部または全部が西暦 1999 年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈または受入できないことに関連する作動不能、誤作動または不具合（これらの恐れが生じたことを含む）に起因する損害

イ. コンピュータおよびその周辺機器

ロ. ソフトウェア（プログラム、アプリケーションソフト、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するもの）

ハ. コンピュータネットワーク

ニ. マイクロプロセッサ等の集積回路

ホ. 上記イからニまでのいずれかに類する機器または部品

但し、電気的事故担保特約条項・機械的事故担保特約条項により拡張された損害が電気的事故・機械的事故以外の場合は、上述の規定は適用しない。

■保険の目的が美術品、宝石・貴金属等である場合において、損傷が生じたことによる保険の目的の価値の低下による損害

■テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力行為）

※上記の他、保険業界において典型的な絶対免責危険に分類されるような各危険についても、本保険において免責危険扱いすることを可とする。但し、典型的な絶対免責以外の危険について、免責扱いとすることは原則不可とし、商品設計上の都合によりこのような免責危険を設定することが不可避の場合には、事前に申し出ることを要する。

12. 過去 5 年間における保険金請求実績

なし

【C】動産総合保険（現金・チケット）

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の4館）が扱う貨紙幣、小切手、主催公演のチケット等の輸送中および保管中の際に、偶然な事故（貨紙幣の偽変造リスク含む）によって独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の4館）が被った損害についててん補するための動産総合保険の内容を定めるものである。

※運送保険で貨紙幣の偽変造リスクが担保される場合は、運送保険での条件提示でも可とする。

2. 保険種目

動産総合保険

3. 保険契約の関係者

- 保険契約者 : 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 被保険者 : 独立行政法人日本芸術文化振興会

4. 保険期間

令和2年4月1日午後4時から令和3年4月1日午後4時まで（1年間）

5. 保険料の支払方法

一時払い（保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）付帯）

6. 使用約款・主な付帯特約

- 普通保険約款 : 動産総合保険普通保険約款
- その他付帯特約 : ①現金・有価証券補償特約
②万引危険補償対象外特約
③航空運賃補償対象外特約
④保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）

なお、上記の普通保険約款、特別約款、特約の内容と同義と認められる場合には別の名称の特別約款・特約でも差し支えない。

また、保険商品上一般的に自動付帯されるものについては、認めることとする。

必要以上に補償範囲を縮小することは認めない。

7. 主な担保条件

「輸送中」および「保管中（金庫内・金庫外保管）」の際の偶然な事故（主に盗難・紛失・滅失・貨紙幣の偽変造）によって被る損害を補償

8. 保険の目的

独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場の4館）が扱う貨紙幣、小切手、チケット（主催公演のみ）

9. 輸送区間

日本国内各地相互間（館内（部署間）輸送中も含む）

10. 輸送方法

- ①携行便
- ②護送便
- ③貴重品扱（自動車便、鉄道便、航空便）
- ④書留郵便（簡易書留、配達記録郵便含む）

11. 保険価額・保険金額

- 保険価額 : 券面金額または通貨表示額
- 保険金額 : 保険価額と同額

12. てん補限度額

- てん補限度額（輸送中） 1事故 20,000 千円
- （保管中） 1事故 20,000 千円

13. 免責金額

なし

14. 年間見積輸送額

572,550 千円（※直近会計年度における輸送額実績）

※直近会計年度における輸送額を確定値とし、保険期間終了後の期末精算を不要とする。

15. 主な免責危険

【B】動産総合保険 11. 主たる免責条項に同じ

16. 過去5年間における保険金請求実績

なし

【D】賠償責任保険

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人日本芸術文化振興会による、施設（昇降機・駐車場・案内看板・宿舎のほか敷地内であれば屋外も含む。対象施設については後述「9. 対象となる施設・構内（敷地）・案内板および駐車場保管台数」参照。）の所有・使用・管理、業務の遂行（舞台運営業務を含む）、受託財物（自動車を含む）の管理等および施設内で提供した飲食物・物品に起因して、第三者に身体の障害または財物の毀損による損害を与え、独立行政法人日本芸術文化振興会が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を担保するために締結する賠償責任保険契約の内容を定めたものである。

2. 保険種目

総合賠償責任保険

3. 保険契約の関係者

- 保険契約者 : 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 被保険者 : 独立行政法人日本芸術文化振興会

4. 保険期間

令和2年4月1日午後4時から令和3年4月1日午後4時まで（1年間）

5. 保険料の支払方法

一時払い（保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）付帯）

6. 使用約款・主な付帯特約

以下の普通保険約款または特別約款・特約条項の組合せによるものとする。

■普通保険約款：賠償責任保険普通保険約款

■付帯特別約款及び付帯特約条項（以下のとおり）

（1）施設所有（管理）者特別約款および（2）昇降機特別約款

- ①漏水担保特約
- ②初期対応費用特約〔1事故・期間中1,000千円以上〕
※見舞金については1名10千円以上とする（見舞品は30千円以上）
- ③訴訟対応費用特約〔1名・1事故10,000千円以上〕
- ④人格権侵害担保特約〔1名・1事故・期間中1,000千円以上〕
- ⑤対人、対物共通てん補限度額設定追加特約（CSL）

（3）生産物特別約款

- ①初期対応費用特約〔1事故・期間中1,000千円以上〕
※見舞金については1名10千円以上とする（見舞品は30千円以上）
- ②訴訟対応費用特約〔1名・1事故10,000千円以上〕
- ③保険料不精算特約

（4）受託者特別約款

- ①漏水担保特約
- ②初期対応費用特約〔1事故・期間中1,000千円以上〕
※見舞金については1名10千円以上とする（見舞品は30千円以上）
- ③訴訟対応費用特約〔1名・1事故10,000千円以上〕

(5) 自動車管理者特別約款

独立行政法人日本芸術文化振興会の駐車場に起因する事故につき、施設所有（管理）者特別約款で補償されない部分がある場合には、この特別約款等を付帯し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。その際、別紙駐車場管理実態調査票を十分に確認すること。

- ①初期対応費用特約〔1事故・期間中1,000千円以上〕
※見舞金については1名10千円以上とする（見舞品は30千円以上）
- ②訴訟対応費用特約〔1名・1事故10,000千円以上〕
- ③使用不能損害担保特約

(6) 共通

- ①保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）

なお、上記の普通保険約款、特別約款、特約の内容と同義と認められる場合には別の名称の特別約款・特約でも差し支えない。

また、保険商品上一般的に自動付帯されるものについては、認めることとする。必要以上に補償範囲を縮小することは認めない。

7. てん補限度額・免責金額

(1) 施設所有（管理）者特別約款

- 対人対物共通（CSL）てん補限度額 1,000,000千円
- 免責金額 0千円

(2) 昇降機特別約款

- 対人対物共通（CSL）てん補限度額 100,000千円
- 免責金額 0千円

(3) 生産物特別約款

- 対人（1名）100,000千円／（1事故・期間中）500,000千円
- 対物（1事故・期間中）100,000千円
- 免責金額 0千円

(4) 受託者特別約款

- 対物（1事故）221,500千円／（期間中）256,600千円
- 免責金額 0千円

(5) 自動車管理者特別約款

- 対物（1事故・期間中）100,000千円
- 使用不能損害 15,000千円
- 免責金額 0千円
- 免責日数 3日間

8. 支払われるべき保険金の種類

- (1) 損害賠償保険金
- (2) 求償権保全費用保険金
- (3) 損害防止軽減費用保険金
- (4) 訴訟費用保険金
- (5) 協力費用保険金
- (6) 緊急措置費用保険金
- (7) 初期対応費用保険金
- (8) 人格権侵害保険金

9. 対象となる施設・構内（敷地）・案内板および駐車場保管台数

国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場および4館が所有、使用、管理する職員宿舎の施設および構内（敷地）、案内板を対象とする。詳細は別紙のとおり。

10. 直近会計年度における食堂・売店の売上高

総売上高：462,675千円

※直近会計年度における売上高を確定値とし、保険期間終了後の期末精算を不要とする。

11. 主な受託物

受託展示物、衣裳、小道具、展示用パーテーション、面・装束・絵画等

12. 主たる免責条項

一般条項

- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- 戦争（宣戦の有無および前後を問わない）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 排水または排気（煙を含む）によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 直接であると間接であると問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む）、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらまたはこれらによって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害。但し、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含まない）の原子核反応または原子核の崩壊等による場合を除く。
- 直接であると間接であると問わず、被保険者が汚染物質の排出、流出、溢出、分散、拡散、放出、漏出等（以下「排出等」という）に起因する賠償責任を負担することによって被る損害。但し、海、河川、湖沼または運河以外への汚染物質の排出等が急激

かつ偶然に発生した場合はこの限りではない。

■直接であると間接であると問わず、汚染物質の排出等が発生した場合、（そのおそれがある場合を含む）において、その汚染物質の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、償却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散防止等のために支出された費用およびその他損害の防止軽減のために要した費用。但し公共水域以外への汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合にはこの限りではない。

■直接であると間接であると問わず、被保険者が次の各項目に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害

- (1) 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- (2) 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

■直接であると間接であると問わず、被保険者が次の各項目に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害

- (1) 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者（被保険者のためにその仕事を行う者を含む）が行う次の仕事に起因する賠償責任

1. 医療行為
2. あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
3. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の支持
4. 身体美容または整形

- (2) 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門職業行為に起因する賠償責任

■直接であると間接であると問わず、被保険者が次の各項目に掲げる事由に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。それらの事由が実際にあったと認められる場合に限らず、それらの事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求が為された場合の損害も含む

- (1) 西暦 1999 年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに関連する、次に掲げるもの（これらを内蔵するものを含み、被保険者の所有であるか否かを問わない。以下「コンピュータ等」という）の作動不能、誤作動または不具合（これらのおそれが生じた場合を含む）

イ. コンピュータおよびその周辺機器

ロ. ソフトウェア（プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステムおよびデータその他これらに類するものをいう）

ハ. コンピュータネットワーク

ニ. マイクロプロセッサ等の集積回路

ホ. 上記イからニまでの何れかに類する機器または部品

形態の如何を問わず、イからホまでのいずれかのものを直接または間接的に使用する、もしくはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データ通信または機能

- (2) 被保険者により、または被保険者の為に被保険者以外の者が行う、前項目に掲げる事由（潜在的なものであると現実的に生じているものであると問わない）に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、

管理もしくは請負その他これらに類する業務、または前項目に掲げる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止または中断（コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含む）

施設所有（管理）者／業務遂行に関する免責条項

- 施設の**新築、改築、修理、取壊し**その他の工事に起因する賠償責任
- 航空機、自動車または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く）もしくは動物の**所有・使用**または管理に起因する賠償責任
- 屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒から入る雨または雪等による財物の**損壊**に起因する賠償責任
- 昇降機の**設置、改造、修理、取外し**等に起因する賠償責任

生産物特約に関する免責条項

- 生産物または仕事のかしに起因する当該生産物または仕事の目的物の**滅失、き損**または汚損自体に対する損害
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、売買もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に**放置**または**遺棄**した機械、装置もしくは資材に起因する損害

受託者特約に関する免責条項

- 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した**盗取**に起因する賠償責任
- 被保険者の使用人が**所有**しまたは**私用**に供する財物が**損壊**し、または**紛失**しもしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛形その他これらに類する受託物が**損壊**しまたは**紛失**もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- 受託物の**自然の消耗**もしくは**瑕疵**または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含む）または**ねずみ喰い**もしくは**虫喰い**などに起因する賠償責任
- 受託物が委託者に引渡された日から**30日**を経過した後に発見された受託物の**損壊**に起因する賠償責任

自動車管理者特約に関する免責条項

- 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した**盗取**または**詐取**に起因する賠償責任
- 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の**損壊**または**紛失、盗取**もしくは**詐取**に起因する賠償責任
- 自動車が委託者に引渡された後に発見された自動車の**損壊**または**紛失、盗取**もしくは**詐取**に起因する賠償責任
- 被保険者の下請負人が管理している間における自動車の**損壊**または**紛失、盗取**もしくは**詐取**に起因する賠償責任

■修理（点検・整備含む）、板金、塗装等の通常の修理・加工作業工程において、作業の拙劣により生じた当該作業対象範囲の損壊（仕上不良を含む）に起因する賠償責任。但し、作業機械の破損・故障もしくは停止による偶然な事故、または火災もしくは爆発が発生した場合にはこの限りではない。

■自動車が法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じた損壊または紛失、盗取に起因する賠償責任

※上記の他、保険業界において典型的な絶対免責危険に分類されるような各危険についても、本保険において免責危険扱いすることを可とする。但し、典型的な絶対免責以外の危険について、免責扱いとすることは原則不可とし、商品設計上の都合によりこのような免責危険を設定することが不可避の場合には、事前に申し出ることを要する。

13. 過去5年間における保険金請求実績

○平成30年度…1件（来場者の着物汚損事案：15千円）

【E】 レジャーサービス施設費用保険

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人日本芸術文化振興会が使用、管理する施設内で、急激かつ偶然の外来の事故によって施設利用者（貸し劇場公演時の演者及び関係者を含む）が身体に傷害を被った場合に独立行政法人日本芸術文化振興会が支出する見舞金等の費用について補償するためのレジャーサービス施設費用保険の内容を定めるものである。

2. 保険種目

レジャーサービス施設費用保険

3. 保険契約の関係者

■保険契約者 : 独立行政法人日本芸術文化振興会

■被保険者 : 独立行政法人日本芸術文化振興会

4. 保険期間

令和2年4月1日午後4時から令和3年4月1日午後4時まで（1年間）

5. 保険料の支払方法

一時払い（保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）付帯）

6. 使用約款・主な付帯特約

■普通保険約款 : レジャーサービス施設費用保険普通保険約款

■付帯特約条項 : ①傷害見舞費用追加特約

②保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）

なお、上記の普通保険約款、特別約款、特約の内容と同義と認められる場合には別の名称の特別約款・特約でも差し支えない。

また、保険商品上一般的に自動付帯されるものについては、認めることとする。

必要以上に補償範囲を縮小することは認めない。

7. 主な担保条件

以下の①～⑥が原因として施設利用者が身体に傷害を被った場合に独立行政法人日本芸術文化振興会が支出する事故対応・弔慰金・見舞金等の費用について補償する。

①火災

②落雷

③破裂・爆発

④風災・水災・雪災

⑤施設の外部からの物体の落下・飛来・衝突または倒壊

⑥食中毒

⑦上記①～⑥以外の急激かつ偶然の外来の事故

8. 支払限度額

担保される費用	支払限度額	
被災者対応費用	1名100万円、1事故100万円×被災者数	
被災者傷害見舞費用 傷害見舞費用追加担保	傷害の程度（死亡、後遺障害、入・通院）に応じて 1名50万円～1万円	
災害広告費用	1事故1,000万円	
担保される費用	支払限度額	
死亡見舞費用	50万円以内	
後遺障害見舞費用	50万円×所定の割合以内（100%～4%）	
入院見舞費用 (事故から180日以内に 入院した場合)	入院期間	被災者1名につき
	31日以上	10万円以内
	15日以上30日以内	5万円以内
	8日以上14日以内	3万円以内
通院見舞費用	7日以内	2万円以内
	通院日数	被災者1名につき
	31日以上	5万円以内
	15日以上30日以内	3万円以内
	8日以上14日以内	2万円以内
	7日以内	1万円以内

※免責金額なし

9. 対象施設および延床面積・座席数

- ①国立劇場本館 [延床面積：26,988.77 m² / 座席数 2,200 席] ※劇場
 - ②国立演芸場 [延床面積：2,899.79 m² / 座席数 300 席] ※劇場
 - ③伝統芸能情報館 [延床面積：2,589.17 m²] ※資料館
 - ④事務棟1階（託児所） [延床面積：43.00 m²] ※託児所
 - ⑤国立能楽堂 [延床面積：9,952.96 m² / 座席数 787 席] ※劇場
 - ⑥国立文楽劇場 [延床面積：13,015.00 m² / 座席数 912 席] ※劇場
- ※①～⑥の構内（土地・敷地）における事故についても対象とする。

10. 主な免責危険

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失
- 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については、この限りではない。
- 地震、噴火または津波
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- 核燃料物質（使用済燃料を含む）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による

事故

- 被災者の故意または重大な過失。ただし、当該被災者以外の者に関する費用については、この限りではない。
- 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、当該被災者以外の者に関する費用については、この限りではない。
- 被災者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該被災者以外の者に関する費用については、この限りではない。
- 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、当該被災者以外の者に関する費用については、この限りではない。
- 被災者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当会社の担保すべき傷害を治療する場合には、この限りではない。
- 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的的事故による場合には、この限りではない。
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものについて、被保険者が負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用に対しては、保険金を支払わない。

※上記の他、保険業界において典型的な絶対免責危険に分類されるような各危険についても、本保険において免責危険扱いすることを可とする。但し、典型的な絶対免責以外の危険について、免責扱いとすることは原則不可とし、商品設計上の都合によりこのような免責危険を設定することが不可避の場合には、事前に申し出ることを要する。

11. 過去 5 年間における保険金請求実績

○平成 30 年度…1 件（見舞金 10 千円）

火災保険目的明細書（住宅物件）

保険の目的												新価 保険金額 (千円)	地震 保険金額 (千円)
符号	建物の名称	所在地	建物の構造					級別	構造 (柱)	面積 (㎡)	取得年		
			柱	外壁	屋根	階数	棟数						
1	小金井職員住宅	小金井市本町5-23-33	RC	RC	陸屋根	3	1	M	RC	589.64	2017	180,430	50,000
2	習志野職員住宅	習志野市津田沼3-17-17	RC	RC	陸屋根	3	1	M	RC	612.49	1977	120,048	50,000
3	船橋第三職員住宅	船橋市前原西1-20-13	RC	RC	陸屋根	2	1	M	RC	185.99	1979	36,454	18,227
4	目黒職員住宅(1204号)	目黒区下目黒2-21-19	RC	RC	陸屋根	12	1	M	RC	41.82	1971	6,691	3,345
5	目黒職員住宅(1003号)	目黒区下目黒2-21-19	RC	RC	陸屋根	12	1	M	RC	41.16	1971	6,586	3,293
6	枚方職員住宅	枚方市香里ヶ丘10-3732-11	RC	RC	陸屋根	4 (1部2階)	1	M	RC	950.58	1989	177,758	50,000
7	用賀職員住宅	世田谷区用賀4-23-2	S	成型 セメント板	陸屋根	2(一部)3階	1	耐火 建築物	S	521.56	2012	140,300	50,000
合計												668,267	224,865

火災保険目的明細書（一般物件）

符号	構内名称	住所	主たる建物 構造級別	保険の目的	保険金額 (時価)
1	国立劇場	東京都千代田区隼町4-1	1	構内機械什器備品一式	8,060,245 千円
2	国立能楽堂	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	1	構内機械什器備品一式	667,836 千円
3	国立文楽劇場	大阪府中央区日本橋1-12-10	1	構内機械什器備品一式	1,559,630 千円
4	枚方職員住宅	大阪府枚方市香里ヶ丘10-3732-11	M	構内機械什器備品一式	90 千円
5	用賀職員住宅	東京都世田谷区用賀4-23-2	M	構内機械什器備品一式	108 千円
	合計				10,287,909 千円

消火設備一覧

保険の目的		自動火災報知機(自火報)			屋内消火栓			スプリンクラー
符号	建物の名称	自火報の有無	(有の場合のみ) 年間点検回数 年間4回以上か否 か ※法定は2回	(有の場合のみ) 消防要員数 夜間を含めて2名 以上いるか否か	屋内消火栓の有 無	(有の場合のみ) ポンプ運転試験・ 放水試験・外観点 検等を年2回以上 実施の有無 ※法定は機器点 検年2回 総合点検年1回	(有の場合のみ) 消防要員数 夜間を含めて2名 以上いるか否か	スプリンクラーの有無
1	国立劇場	○	×	○	○	○	○	○
2	演芸場	○	×	○	○	○	○	×
3	国立能楽堂	○	×	○	○	○	○	○
4	国立文楽劇場	○	×	○	○	○	○	○
5	小金井職員住宅	×			×			×
6	習志野職員住宅	×			×			×
7	船橋第三職員住宅	×			×			×
8	目黒職員住宅(1204号)	○	×	×	○	○	×	×
9	目黒職員住宅(1003号)	○	×	×	○	○	×	×
10	枚方職員住宅	×			×			×
11	用賀職員住宅	○	×	×	×			×

枚方職員住宅は2011年3月に住宅用火災警報器を設置しているが、これは消防法での「自動火災報知機」ではないため「×」と記入。

動産総合保険目的明細書

対象施設	保険の目的		協定保険価額 (千円)	保険金額 (千円)	
	符号	保険の目的 詳細			
日本芸術文化 振興会 ①②③④内保管	1	文楽人形かしら	文楽人形かしら等「莫耶」他18点	9,160	9,160
	2	歌舞伎・文楽絵画	長谷川昇氏作 絵画60点	15,910	15,910
	3	絵画	高山辰男氏作 他1点	13,000	13,000
	4	書画工芸品	麻田弁次氏作 他35点	140,277	140,277
	5	壁面用展示ケース(1台)	1階に収容	11,300	11,300
		幅 奥行 高さ			
	6	・ケースA(5030×1110×2800)		50,200	50,200
		片面用展示ケース(4台)	1階に収容		
		幅 奥行 高さ			
		・ケースB(5400×1124×2800)(1台)			
7	・ケースC(5970×1124×2800)(1台)		9,600	9,600	
	・ケースD(5090×1186×2368)(2台)				
8	行灯型展示ケース(4台)	1階に収容	89,140	89,140	
幅 奥行 高さ					
9	・ケースE(750×750×2100)		50,000	50,000	
10	その他ショーケース20点		536	536	
	彫刻「鏡獅子」	平櫛田中氏作			
	「鏡獅子」展示ケース				
	小計		389,123	389,123	
案内板 ⑤設置(屋外)	9	案内板	東京都千代田区隼町2-17PALACE SIDE千代田ビル (鉄骨造9階建) 表面積と材質 1.2m(タテ)×4.0m(ヨコ)=4.8㎡ 本体…ステンレス、フェイス…アクリル 文字…アクリル、照明…蛍光灯	1,800	1,800
		小計		1,800	1,800
国立能楽堂 ⑥内保管	10	絵画	奥村土牛氏作 他2点	21,500	21,500
	11	書画工芸品	青磁大壺(中島宏氏作) 他1点	1,600	1,600
	12	面・装束	紅地枝垂桜尾長鳥模様唐織 他200点	272,105	272,105
	13	図書・資料	面・装束を除く、御能狂言図巻 他288点	174,890	174,890
	14	その他ショーケース5点		3,000	3,000
	小計		473,095	473,095	
国立文楽劇場 ⑦内保管	15	彫塑	(1)淀井敏夫氏作	20,000	20,000
			(2)北村治禧氏作	20,000	20,000
			(3)富永直樹氏作	20,000	20,000
	16	絵画	(1)上村松篁氏作	18,500	18,500
	17	書画工芸品	(2)森田曠平氏作 他3点	115,950	115,950
	18	文楽絵画	艶容女舞衣-酒屋の段-(山口艸平氏作)他23点	2,716	2,716
	19	文楽人形かしら等	文楽かしら等「検非違使」他94点	72,550	72,550
20	蔵書		45,048	45,048	
21	その他ショーケース6点		1,200	1,200	
	小計		315,964	315,964	
新国立劇場 ⑧内保管	22	書画工芸品	今泉今右衛門氏作(色絵吹重ね草花文鉢)他2点	9,858	9,858
	23	書画工芸品	石川ヨシ子氏作 他5点	4,088	4,088
		小計		13,946	13,946
	合計		1,193,928	1,193,928	

保管場所

①国立劇場本館〔所在地：東京都千代田区隼町4-1〕
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造PCコンクリート張地下2階地上3階建劇場26,988.77㎡内

②国立演芸資料館(国立演芸場)〔所在地：東京都千代田区隼町4-1〕
構造：鉄筋コンクリート造PCコンクリート張地下1階地上4階建2,899.79㎡内

③事務棟〔所在地：東京都千代田区隼町4-1〕
構造：鉄骨造地上4階建 2,425.03㎡内

④伝統芸能情報館〔所在地：東京都千代田区隼町4-1〕
構造：鉄筋コンクリート造地下2階地上5階建2,589.17㎡内

⑤案内板〔所在地：東京都千代田区隼町2-17 PALACESIDE千代田〕

構造：鉄骨造9階建（屋外設置）

表面積・材質・・・1.2m（タテ）×4.0m（ヨコ）＝4.8㎡

本体・・・ステンレス、フェイス・・・アクリル

文字・・・アクリル

照明・・・蛍光灯

⑥国立能楽堂〔所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1〕
構造：鉄筋コンクリート造ステンレス板葺地下1階地上3階建9,952.96㎡

⑦国立文楽劇場〔所在地：大阪市中央区日本橋1-12-10〕
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根ステンレス鋼板葺地下2階地上5階建13,015.00㎡

⑧新国立劇場〔所在地：東京都渋谷区本町1-1-1〕
構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造地下4階地上5階塔屋1階建 70,081㎡内

賠償責任保険明細書

符号	対象施設・構内	所在地	延床面積 (㎡)	昇降機			座席数	敷地面積 (㎡)	駐車場 保管台 数
				一般用 EV	エスカ レーター	専用 EV			
1	本館(大劇場・小劇場)	東京都千代田区隼町4-1	26,988.77	5	2	0	2,200	31,269.00	163
2	演芸場	東京都千代田区隼町4-1	2,899.79	1	0	0	300		
3	分室(研修所)	東京都千代田区隼町4-1	532.96	0	0	0	—		
4	事務棟	東京都千代田区隼町4-1	2,425.03	1	0	0	—		
5	伝統芸能情報館	東京都千代田区隼町4-1	2,589.17	1	0	0	—		
6	別館	東京都千代田区隼町4-1	468.92	0	0	0	—		
7	案内板	東京都千代田区隼町2-17PALACESIDE千代田 (鉄骨造9階建)	4.80	—	—	—	—	—	—
8	国立能楽堂	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	9,952.96	1	—	1	787	8,038.64	22
9	国立文楽劇場	大阪市中央区日本橋1-12-10	13,015.00	3	1	1	912	4,352.00	34
10	用賀職員住宅	世田谷区上用賀4-23-2	521.56	—	—	—	—	—	—
11	小金井職員住宅	小金井市本町5-23-33	589.64	—	—	—	—	—	—
12	習志野職員住宅	習志野市津田沼3-17-17	612.49	—	—	—	—	—	—
13	船橋第三職員住宅	船橋市前原西1-20-13	185.99	—	—	—	—	—	—
14	目黒職員住宅(1204号)	目黒区下目黒2-21-19	41.82	—	—	—	—	—	—
15	目黒職員住宅(1003号)	目黒区下目黒2-21-19	41.16	—	—	—	—	—	—
16	枚方職員住宅	枚方市香里ヶ丘10-3732-11	950.58	—	—	—	—	—	—
	合計		61,820.64	12	3	2	4,199	43,659.64	219

○案内板

設置場所: 東京都千代田区隼町2-17PALACESIDE千代田(鉄骨造9階建)

主要構造: 表面積 $\cdot\cdot\cdot 1.2\text{m(タテ)} \times 4.0\text{m(ヨコ)} = 4.8\text{m}^2$

○主な受託物: 受託展示物、衣裳、小道具、展示用パーテーション、面・装束・絵画等

レジャー・サービス施設費用保険明細書

施設	名称	所在地	構造	業務内容	座席数	延床面積 (m ²)
1	国立劇場本館	東京都千代田区隼町4-1	鉄筋コンクリート造りPCコンクリート張地下2階建地上3階建劇場	劇場	2,200	26,988.77
2	国立演芸場	東京都千代田区隼町4-1	鉄筋コンクリート造りPCコンクリート張地下1階建地上4階建	劇場	300	2,899.79
3	伝統芸能情報館	東京都千代田区隼町4-1	鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階地上3階建	資料館	—	2,589.17
4	事務棟（託児所）	東京都千代田区隼町4-1	鉄骨造地上4階建	託児所	—	43.00
5	国立能楽堂	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	鉄筋コンクリート造ステンレス板葺地下1階付3階建	劇場	787	9,952.96
6	国立文楽劇場	大阪府中央区日本橋1-12-10	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根ステンレス鋼板葺地上5階地下2階	劇場	912	13,015.00
	合計				4,199	55,488.69

○傷害見舞費用追加補償（食中毒補償含む）

駐車場管理実態調査票

(台)

	有料	無料	総数
隼町地区	113	50	163
国立能楽堂	0	22	22
国立文楽劇場	0	34	34
合計	113	106	219

※隼町地区の有料113台には警察車両2台を含む。

※隼町地区の有料113台のみ管理人が常駐し、駐車料金を授受。